

美作市監査委員告示第8号

平成27年2月25日付け美作監査第121号で提出した定期監査（第2次）結果の報告に対し、美作市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定によりこれを公表する。

平成27年3月31日

美作市監査委員	窪	田	功
同上	高	田	修平
同上	松	本	妙子
同上	日	笠	一 成

美作総務第 679 号

平成 27 年 3 月 31 日

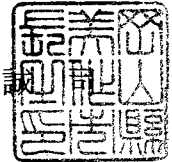
美作市監査委員 窪 田 功 様

美作市監査委員 高 田 修 平 様

美作市監査委員 松 本 妙 子 様

美作市監査委員 日 笠 一 成 様

美作市長 萩 原



平成 26 年度定期監査（第 2 次）結果報告に対する措置について（通知）

平成 27 年 2 月 25 日付美作監査第 121 号で美作市監査委員から報告のありました平成 26 年度定期監査（第 2 次）結果報告について、地方自治法第 199 条 12 項の規定により下記のとおり措置したので通知します。

記

【共通事項】

1 収入未済額について

今後、それぞれの部署において、未収額が増加しないように、適正な法的措置も含め、さらに改善努力を行い、徴収の強化を図っていきたい。

【建設管理課】

1 道路愛護報償費について

合併以来、道路愛護事業は、地域住民のボランティアによる維持管理活動を促進し、道路愛護意識の高揚を図りながら、地域住民と行政が協働のもとに効率的な維持管理を行うことを目的とし、行政と地域の「信頼関係」の下、自治会が実施する市道の草刈りや清掃作業といった道路愛護活動を支援するため、報奨金を交付しており、地域の活動として古くから実施されている生活道、水路等の自主的な維持管理活動、いわゆる「道づくり」等を支援するものとして事業を行っていたが、各地区の報償費の算出方法が統一されておらず、公平性を図るため、現在までの支払い方法も考慮し、参加しやすく、わかりやすい方法を検討している。

各団体に作業路線の再確認を行い、この路線延長に 1 km 当たりの単価を換

算して作業額を算出する方向で検討している。

また、団体によっては、1 kmに満たない団体もあるので、道路愛護の啓発も考え、1団体当たりの基本額を設定し、作業額と併せて、参加団体に交付する方向で検討している。

【財政課】

1 行政改革の推進について

ご指摘のとおり、美作市行財政改革本部会議や美作市行財政改革委員会は、今年度は開催していない。

本市では、平成26年3月末の萩原市長就任以来、事務事業における法令順守の徹底や政策決定過程の情報公開の推進、市民協働の精神の市政全般への拡大など、「市政の刷新」に取り組んでいるところであり、こうした取組が行政改革を推進するものと考えている。

なお、「市政の刷新」の財政的な成果については、「美作市の財政状況」の公表の機会などを利用して、市民の皆様にお知らせしている。

【総務課】

1 組織の見直しについて

別紙美作市事務分掌規則のとおり組織の見直しを行った。

2 災害派遣手当に関する条例整備について

県内各市の災害派遣手当の支給内容・方法を調査し、至急に例規整備に向けた取組を行う。

3 職員の指揮監督について

(1) 第三セクターの破たんについては、現在、顧問弁護士と協議を重ねているところで、市が被った損害について、具体的な損害額がいくらなのか、あるいは、司法的な意味で損害回復が可能かについて、詰めの協議を行っている。一方で、これらの問題を最終的に決着する意味で、相手方へ任意の請求をすべきとの意見もあり、直ちに司法判断をあおぐべきかどうかについても内部で議論している。なお、関係した職員の措置については、その結論が出た段階で検討協議を行うこととしている。

(2) 試行中の人事評価制度については、現在、評価ツールを含め制度設計の見直しを行っており、公平な評価が行えるよう改善に努める。

(3) 職員表彰については、職員の申し出及び所属長の内申に基づき、美作市職員表彰規程第2条第2号から第7号までの表彰基準に該当する職員に対して適

正に表彰する。

【議会事務局】

1 議会だよりの未発表問題について

現在、市の広報紙を活用し、議会の状況をお知らせしているところではあるが、今後、議会改革特別委員会において、議会だよりの発行について検討していくこととしている。

【管財課】

1 上限価格の適正化について

上限価格の決定については、法令等の趣旨に基づき、例規等の改正も含め、事務の適正化に努める。

2 入札に関する関係事項の公表と透明性の確保について

本年度において、建設業協会等からの要望も考慮しながら、契約規則等を改正しているが、今後も地場産業の振興を視野に入れながら、更なる事務の適正化や透明性の確保に努める。

3 財産の適正管理について

管財課管理の遊休地に関しては、売却及び貸出しを視野に入れ、総点検する。

4 公共施設の老朽化問題等について

公共施設等総合管理計画策定に向け、施設の状況把握を実施する。

機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則

(美作市事務分掌規則の一部改正)

第1条 美作市事務分掌規則（平成17年美作市規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(内部組織) 第2条 美作市組織及び任務に関する条例（平成26年美作市条例第21号）に規定する部及び美作市福祉事務所設置条例（平成17年美作市条例第107号）に規定する美作市福祉事務所の内部組織は、次のとおりとする。 【別記1 参照】 2 (略) (部長等) 第3条 (略) 2 総務部に政策審議監又は危機管理監を置くことができる。 3・4 (略) 5 危機管理監は、<u>市の危機管理に関する事務を統括する。</u> (特別の組織等) 第11条 (略) 2 <u>市民部に窓口業務の効率化を図るため、総括企画官を置くことができる。総括企画官は、市長の命を受け、部長を補佐するものとする。</u> 別表（第12条関係）	(内部組織) 第2条 美作市組織及び任務に関する条例（平成26年美作市条例第21号）に規定する部及び美作市福祉事務所設置条例（平成17年美作市条例第107号）に規定する美作市福祉事務所の内部組織は、次のとおりとする。 【別記1 参照】 2 (略) (部長等) 第3条 (略) 2 総務部に政策審議監又は危機管理監を、<u>企画振興部に総合戦略監を置くことができる。</u> 3・4 (略) 5 危機管理監は、危機管理に関する事務を統括し、<u>所属職員を指揮監督する。</u> 6 <u>総合戦略監は、総合戦略に関する事務を総括し、所属職員を指揮監督する。</u> (特別の組織等) 第11条 (略) 別表（第12条関係）

各部共通 (略)	各部共通 (略)
総務部 (略)	総務部 【別記2 参照】
企画振興部 (略)	企画振興部 【別記3 参照】
市民部 (略)	市民部 【別記4 参照】
保健福祉部 (略)	保健福祉部 (略)
経済部 (略)	経済部 【別記5 参照】
建設部 (略)	建設部 【別記6 参照】
環境部 (略)	環境部 【別記7 参照】

【別記1】

改正前

部	課・室	係
総務部	秘書室	秘書係
	総務課	総務係、消防防災係、人事給与係
	管財課	契約管財係
企画振興部	協働企画課	総合企画係、地域振興係、情報政策係
	営業課	営業係
	財政課	財政係、行財政改革推進係
市民部	市民生活課	市民係、人権係、国保年金係
	税務課	市民税係、資産税係、収税係
保健福祉部	社会福祉課	総合相談係、福祉係、生活保護係
	高齢者福祉課	介護保険係、地域包括支援係
	健康づくり推進課	地域保健係、子育て支援係、大原保健センター係
	大原病院	会計係、医事係
	作東老人保健施設	医事会計係
	作東診療所	医事会計係

経済部	農林業振興課	農業振興係、農地対策係、森林鳥獣対策係
	商工観光課	商工労働係、観光都市推進係
	誘致指導課	誘致指導係
建設部	建設管理課	企画住宅係、市道管理係
	工務課	工務係
	農村整備課	農村整備係
環境部	上水道課	庶務係、工務係
	下水道課	庶務係、工務係
	環境保全課	環境保全係、クリーンセンター管理係

改正後

部	課・室	係
総務部	秘書課	秘書係
	総務課	総務係、人事給与係
	管財課	契約管財係
	危機管理室	危機管理係
企画振興部	企画情報課	総合企画係、情報政策係
	営業課	営業係
	財政課	財政係
	総合戦略室	総合戦略係
市民部	市民課	市民係、国保年金係
	くらし安全課	くらし安全係、人権係、環境保全係
	税務課	市民税係、資産税係、収税係
保健福祉部	社会福祉課	総合相談係、福祉係、生活保護係
	高齢者福祉課	介護保険係、地域包括支援係
	健康づくり推進課	地域保健係、子育て支援係、大原保健センター係
	大原病院	会計係、医事係
	作東老人保健施設	医事会計係
	作東診療所	医事会計係
経済部	農業振興課	農業振興係、農地対策係
	森林政策課	森林政策係
	観光振興課	観光係、施設管理係

	産業振興課	産業振興係
建設部	都市住宅課	都市計画係、住宅係
	建設課	工務係、維持管理係
	農村整備課	農村整備係
環境部	上水道課	庶務係、工務係
	下水道課	庶務係、工務係
	クリーンセンター管理課	管理係

【別記2】

改正後

課	係	分掌事務
秘書課	秘書係	1 市長及び副市長の秘書に関すること。 2 儀式及び交際に関すること。 3 栄典、ほう章及び表彰に関すること。 4 市長会及び副市長会に関すること。 5 請願・陳情の受付及びその処理に関すること。 6 特別職の職員の事務引継に関すること。 7 政策調整事業に関すること。 8 政務活動費の審査等に関すること。 9 政策会議・幹部会議に関すること。 10 渉外に関すること。 11 報道機関との連絡調整に関すること。 12 公聴に関すること。 13 市の後援に関すること。 14 市章の使用に関すること。 15 平和行政に関すること。
総務課	総務係	1 市議会の招集及び提出議案の審査に関すること。 2 公告式に関すること。 3 公印の管守に関すること。 4 選挙管理委員会に関すること。 5 総合教育会議に関すること。 6 市制施行周年事業に関すること。 7 条例規則等の制定改廃及び審査に関すること。 8 訴訟、和解、調停及び行政不服審査法（市税及び国民健康保険税に関するものを除く。）に関す

		ること。 9 苦情の受付及びその処理に関すること。 10 文書管理の総合調整に関すること。 11 情報公開、個人情報保護の総合調整に関すること。 12 情報公開・個人情報保護審査会に関すること。 13 議員報酬及び特別職給料等審議会に関すること。 14 庁舎整備検討市民委員会に関すること。 15 市又は字の区域変更等に関すること。 16 金銭寄附に関すること。 17 宿日直に関すること。 18 電話交換業務に関すること。 19 総合支所との連絡調整に関すること。 20 その他特命事項に関すること。 21 他部課等の主管に属しないこと。 22 部内各課の調整及び庶務に関すること。
管財課	契約管財係	1 物品の出納保管（使用中の物品を除く。）に関すること。 2 物品の記録保管に関すること。 3 用品庫の管理に関すること。 4 物品の貸借に関すること。 5 不用品の処分に関すること。 6 庁用車両の管理及び運行に関すること。 7 市有財産の活用、管理及び処分に関すること。 8 公共用財産用途廃止事務に関すること。 9 国及び県有財産の借受け及び譲渡並びに私有財産の借受け契約に関すること。 10 市有住宅の管理に関すること。 11 市有財産の貸借契約に関すること。 12 市有林の管理に関すること。 13 財産台帳の整理に関すること。 14 市有財産の保険に関すること。 15 庁舎及び構内の保守管理及び処分に関すること。 16 庁舎及びその他市有建物の営繕に関すること。

		17 電話施設の保守管理に関すること。 18 庁内各室の配置及び使用に関すること。 19 登記事務に関すること。 20 法定外公共物に関すること。 21 その他市有財産の管理に関すること。 22 国県等所有遊休地の利活用促進に関すること。 23 建設業者の調査及び格付けに関すること。 24 建設工事等入札指名委員会に関すること。 25 工事の入札に関すること。 26 工事の検査に関すること。 27 検査員及び監督員の指導、研修に関すること。 28 建築物以外の工作物の分別解体等に関すること。
危機管理室	危機管理係	1 消防団員の任免、服務及び賞罰その他身分に関すること。 2 消防団員の公務災害及び退職報償に関すること。 3 その他消防団に関すること。 4 消防施設整備に関すること。 5 地域防災計画及び防災会議に関すること。 6 地域防災対策の推進に関すること。 7 災害対策の総合調整に関すること。 8 防災意識の啓発及び自主防災組織に関すること。 9 防災関係機関等との連絡調整に関すること。 10 国民保護計画及び国民保護協議会に関すること。 11 防災行政無線の管理に関すること。 12 自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。 13 火薬類消費許可申請に係る証明書の交付に関すること。

【別記3】

改正後

課	係	分掌事務
企画情報課	総合企画係	1 行政施策の総合調整に関すること。

	2 重要施策の企画（他の所管に属するものを除く。）及び調整に関する事。 3 総合計画に関する事。 4 過疎計画及び辺地計画に関する事。 5 市町村合併及び調整に関する事。 6 土地利用計画に関する事。 7 開発行為の総合調整に関する事。 8 交通政策の総合的な企画及び調整に関する事。 9 地方バス路線等公共交通の維持対策に関する事。 10 地域審議会に関する事。 11 コミュニティハウス等集会施設に関する事。 12 定住促進に関する事。 13 集落対策に関する事。 14 広域行政に関する事。 15 国勢調査及びその他基幹統計に関する事。 16 統計資料の収集及び編さんに関する事。 17 指定管理者制度に関する事。 18 国内・国際交流に関する事。 19 ふるさと応援寄付に関する事。 20 結婚推進に関する事。 21 部内各課の調整及び庶務に関する事。
情報政策係	1 広報紙等の編集、発行に関する事。 2 告知放送に関する事。 3 情報システムの企画立案及び開発推進に関する事。 4 情報セキュリティー・ポリシーに関する事。 5 電子計算組織による業務処理の統括に関する事。 6 電子計算組織に係るデータ管理に関する事。 7 総合型地理情報システム（GIS）に関する事。 8 美作市地域情報通信網施設に関する事。 9 美作市地域情報通信網施設手数料の徴収に関する事。

		10 美作市ケーブルテレビ放送施設に関する事。 11 美作市ケーブルテレビ自主放送番組の制作に関する事。 12 ケーブルテレビ使用料、手数料及び分担金の徴収に関する事。 13 ホームページの企画及び調整に関する事。 14 庁舎内情報通信のネットワーク化と高度利用に関する事。 15 その他情報政策に関する事。
営業課	営業係	1 シティプロモーションの推進に関する事。 2 人・もの資源の獲得に関する事。 3 美作市ふるさと会に関する事。 4 その他市の営業活動に関する事。
財政課	財政係	1 財政計画に関する事。 2 予算の編成に関する事。 3 予算の執行管理に関する事。 4 財政状況の公表に関する事。 5 地方交付税に関する事。 6 市債に関する事。 7 行財政改革の推進に関する事。 8 行政評価に関する事。 9 事務改善に関する事。 10 その他市の財政に関する事。
総合戦略室	総合戦略係	まち・ひと・しごと創生に係る総合戦略の取りまとめに関する事。

【別記4】

改正後

課	係	分掌事務
市民課	市民係	1 戸籍、住民基本台帳及び外国人住民の在留関連事務に関する事。 2 印鑑の登録及び証明に関する事。 3 死産届に関する事。 4 埋火葬及び火葬場使用の許可に関する事。 5 人口動態調査統計、住民基本台帳統計等に関する事。

		6 民事及び刑罰事項に関すること。 7 相続税法（昭和25年法律第73号）第58条第1項の規定による通知に関すること。 8 住民情報に関すること。 9 住民基本台帳ネットワークに関すること。 10 住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ会議に関すること。 11 公的個人認証サービスに関すること。 12 公印管理に関すること。 13 自動車臨時運行許可に関すること。 14 改葬許可に関すること。 15 畜犬登録及び狂犬病予防等に関すること。 16 動物の飼養及び収容に関すること。 17 旅券発給申請の受理及び交付に関すること。 18 部内の調整及び庶務に関すること。
	国保年金係	1 国民健康保険事業の企画及び普及に関すること。 2 国民健康保険者の資格の得喪及び被保険者証の交付に関すること。 3 国民健康保険の給付及び一部負担に関すること。 4 国民健康保険運営協議会に関すること。 5 岡山県国民健康保険団体連合会に関すること。 6 資格審査委員会に関すること。 7 後期高齢者医療保険に関すること。 8 老人医療費公費負担に関すること。 9 住民異動に伴う国民年金の被保険者の資格得喪に関すること。 10 国民年金の相談に関すること。 11 国民年金の裁定請求に関すること。 12 その他国民年金に関すること。 13 福祉年金に関すること。 14 児童手当に関すること。 15 児童扶養手当の受付に関すること。 16 乳幼児等医療費公費負担に関すること。
くらし安全課	くらし安全係	1 行政事務連絡協議会に関すること。

	2 地縁による団体の認可等に関する事。 3 自治振興協議会に関する事。 4 自治組織等の相談窓口に関する事。 5 市民の協働推進に関する事。 6 NPO等市民団体に関する事。 7 男女共同参画に関する事。 8 生活総合相談に関する事。 9 消費者行政に関する事。 10 法律相談センターに関する事。 11 行政相談委員に関する事。 12 電気用品、家庭用品等消費者生活用製品等の販売事業者等に関する事。 13 交通安全に関する事。 14 防犯に関する事。 15 犯罪被害者等支援の総合窓口に関する事。 16 臨時福祉給付金に関する事。
人権係	1 市の人権施策の企画及び調整に関する事。 2 人権相談に関する事。 3 人権擁護対策事務に関する事。 4 人権啓発に関する事。 5 他課に属さない人権に関する事。 6 人権関係団体との連絡調整に関する事。 7 ふれあいセンターの維持管理に関する事。 8 生活改善資金に関する事。 9 住宅新築資金貸付の償還に関する事。
環境保全係	1 環境の美化及び保護に関する事。 2 環境保全及び環境美化等の意識啓発に関する事。 3 空き家等の適正管理に関する事。 4 公害防止その他環境行政の企画及び調整に関する事。 5 公害に係る届出の受理、審査、指導及び措置に関する事。 6 公害の苦情及び陳情に関する事。 7 公害状況の把握、予測等に必要な監視、測定、試験、検査及び調査に関する事。

		8 騒音、悪臭、振動等に関する事。 9 死亡畜獣に関する事。 10 火葬場及び斎場施設に関する事。 11 墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可等に関する事。 12 環境衛生協議会に関する事。 13 不法投棄の防止及び処理に関する事。 14 犬、猫等の死体の処分にに関する事。 15 エネルギー政策に係る総合窓口及び調整に関する事。
税務課	市民税係	1 税務行政の連絡調整及び税制に関する事。 2 個人・法人市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税、鉦産税及び入湯税（以下「市税」という。）の調査、調定、賦課、脱税検査及び犯則取締りに関する事。 3 市税の不服申立て及び減免に関する事。 4 原動機付自転車及び小型特殊車の標識の交付に関する事。 5 市税の納期限の延長及び納期繰上げに関する事。 6 市税及び税外収入（税務関係に限る。）の調定の総括に関する事。 7 市税に関する資料の収集及び統計調査に関する事。 8 税務関係の企画及び研修に関する事。 9 税務関係の各種協議会に関する事。 10 税の諸証明に関する事。 11 その他市税に関する事。
	資産税係	1 固定資産の評価に関する事。 2 固定資産の名寄帳の作成及び整理に関する事。 3 固定資産税等に係る公簿の閲覧に関する事。 4 固定資産にかかる課税台帳の作成及び整理並びに縦覧に関する事。 5 特別土地保有税に関する事（徴収猶予）。

	6 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 7 土地及び家屋台帳の保管記録に関すること。 8 地籍に関すること。 9 不動産取得税資料報告に関すること。 10 その他固定資産に関すること。
収税係	1 税の収納及び調定に関すること。 2 後期高齢者医療保険料の収納に関すること。 3 納税思想の普及に関すること。 4 口座振替に関すること。 5 過誤納金の充当又は返還に関すること。 6 税徴収等の整理に関すること。 7 後期高齢者医療保険料徴収等の整理に関すること。 8 徴収委託及び受託に関すること。 9 引継ぎを受けた税外収入金の収納に関すること。 10 税の収納消込事務(OCR)に関すること。 11 後期高齢者医療保険料の収納消込事務(OCR)に関すること。 12 税の滞納整理に関すること。 13 後期高齢者医療保険料の滞納整理に関すること。 14 税徴収等の督促状の発送に関すること。 15 後期高齢者医療保険料の督促状の発送に関すること。 16 税の滞納処分に関すること。 17 後期高齢者医療保険料の滞納処分に関すること。 18 市町村税整理組合に関すること。 19 引継ぎを受けた税外収入金の滞納処分に関すること。 20 固定資産評価審査委員会に関すること。

【別記5】

改正後

課	係	分掌事務
---	---	------

農業振興課	農業振興係	1 農産物直売所の管理に関すること。 2 農業制度資金に関すること。 3 各種団体の育成に関すること。 4 茶振興協議会に関すること。 5 農業関係施設に関すること。 6 担い手に関すること。 7 農業特区に関すること。 8 山村振興事業・計画策定に関すること。 9 畜産振興に関すること。 10 集落営農の推進に関すること。 11 農業再生協議会(水田農業対策)に関すること。 12 野菜価格安定等に関すること。 13 農作物被害調査・対策に関すること。 14 勝英農業共済事務組合に関すること。 15 農薬に関すること。 16 園芸・果樹に関すること。 17 特産物及び特産品に関すること。 18 地産地消(6次産業化)に関すること。 19 鳥獣害防護柵(鳥獣被害防止対策協議会)に関すること。 20 獣肉処理施設に関すること。 21 その他農業振興に関すること。
	農地対策係	1 農業振興地域整備計画に関すること。 2 農業委員会に関すること。 3 農地の集積・流動化に関すること。 4 多面的機能支払交付金に関すること。 5 耕作放棄地・遊休農地等に関すること。 6 人・農地プランに関すること。 7 農地中間管理機構に関すること。 8 中山間地域等直接支払制度に関すること。 9 農業者等の表彰に関すること。 10 その他農地対策に関すること。
森林政策課	森林政策係	1 森林経営計画及び森林整備計画に関すること。 2 森林整備地域活動支援交付金事業に関すること。 3 市有林等の保育に関すること。

		4 林地開発に関すること。 5 保安林内の間伐・選伐届に関すること。 6 火入れ許可に関すること。 7 森林組合の事業指導・協力に関すること。 8 美作市産材の利用促進に関すること。 9 薪の生産・流通に関すること。 10 猟政・有害鳥獣駆除・鳥獣対策実施隊・鳥獣被害防止対策協議会に関すること。 11 その他林業振興に関すること。
観光振興課	観光係	1 観光施策の策定及び総合調整に関すること。 2 観光の宣伝及び誘客に関すること。 3 観光情報に関すること。 4 観光事業団体の育成指導に関すること。 5 観光施設の維持管理に関すること。 6 観光案内に関すること。 7 都市農村交流事業に関すること。
	施設管理係	1 作東バレンタインホテルの業務に関すること。 2 大芦高原温泉雲海の業務に関すること。 3 武蔵の里関連施設の業務に関すること。 4 愛の村関連施設の業務に関すること。 5 現代玩具博物館の業務に関すること。 6 観光施設の管理運営に関すること。
産業振興課	産業振興係	1 商工業の重点施策及び調整に関すること。 2 商工業の振興に関すること。 3 地場産業の振興に関すること。 4 中小企業の支援及び育成に関すること。 5 商店街整備、店舗集団化等に関すること。 6 商業関係団体との連絡調整に関すること。 7 雇用労働及び勤労者福祉に関すること。 8 雇用関係団体等との連絡調整に関すること。 9 商工会等に関すること。 10 計量法に関すること。 11 地下資源の開発に関すること。 12 外国人研修制度に関すること。 13 産業関係施設の整備に関すること。 14 特産物及び特産品に関すること。

		15 企業の誘致及び立地調整に関すること。 16 工業団地に関すること。 17 工業関係団体との連絡調整に関すること。 18 土地開発公社に関すること。 19 部内各課の調整、庶務に関すること。
--	--	---

【別記6】

改正後

課	係	分掌事務
都市住宅課	都市計画係	1 都市計画に関すること。 2 都市計画区域内における建築行為の許可等に関すること。 3 路外駐車場に関すること。 4 屋外広告物の許可・違反広告物の除去等に関すること。 5 建築指導に関すること。 6 他の所管に属する建築に係る設計監理等に関すること。 7 部内各課の調整、庶務に関すること。
	住宅係	1 市営住宅の管理及び入居者の選定に関すること。 2 市営住宅の設計及び建設に関すること。
建設課	工務係	1 土木工事の調査・設計・監督に関すること。 2 土木施設の災害復旧に関すること。 3 交通安全施設の整備に関すること。 4 土木事業に伴う用地等の取得に関すること。 5 河川改修事業に関すること。
	維持管理係	1 市道の認定、変更及び廃止に関すること。 2 市道、河川及び橋梁等の維持補修に関すること。 3 市道の占用、使用及び管理に関すること。 4 道路台帳の調製及び保管に関すること。 5 除雪計画に関すること。 6 市道の境界確認申請に伴う立会いに関すること。 7 県管理道路及び河川の管理受託に関すること。

		8 県事業の調整に関すること。
農村整備課	農村整備係	1 農業土木に関すること。 2 土地改良区の事業指導に関すること。 3 農地及び農業用施設の整備計画に関すること。 4 県営事業の推進に関すること。 5 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること。 6 久賀ダム・滝ノ宮ダムの管理に関すること。 7 農道水路の境界確認に関すること。 8 農道水路の占用使用及び維持管理に関すること。 9 耕地事業に伴う用地等の取得に関すること。 10 治山に関すること。 11 林道整備に関すること。 12 林道・林地の災害復旧に関すること。 13 農林事業に伴う用地等の取得に関すること。

【別記 7】

改正後

課	係	分掌事務
上水道課	庶務係	1 簡易水道事業計画に関すること。 2 簡易水道事業特別会計に関すること。 3 上下水道料金に関すること。 4 上下水道料金その他の収入金の徴収及び滞納処分に関すること。 5 各種申請事務の受付に関すること。 6 簡易専用水道に関すること。 7 その他簡易水道に関すること。 8 部内各課との調整及び庶務に関すること。
	工務係	1 簡易水道事業の実施に関すること。 2 簡易水道施設の維持管理に関すること。 3 簡易水道台帳の整備保管に関すること。 4 水質検査の統括業務に関すること。
下水道課	庶務係	1 下水道事業会計に関すること。 2 地方債に関すること。 3 下水道事業の受益者負担に関すること。 4 上下水道使用料に関すること。

		5 文書及び公印に関すること。 6 排水設備指定工事及び工事責任技術者に関すること。 7 水洗化促進に関すること。 8 各種申請事務の受付に関すること。 9 課内の調整及び庶務に関すること。
	工務係	1 下水道事業の全体計画に関すること。 2 下水道事業の建設改良に関すること。 3 下水道事業の実施に関すること。 4 下水道処理施設及び浄化槽の運転管理及び維持管理に関すること。 5 水質及び汚泥管理に関すること。 6 水質試験の記録及び報告に関すること。 7 下水道施設の更新に関すること。 8 下水道管渠施設の維持管理に関すること。 9 下水道台帳の調製保管に関すること。 10 排水設備の許可及び検査に関すること。 11 物品及び資材の検収に関すること。
クリーンセンター管理課	管理係	1 クリーンセンターの管理、運営及び整備に関すること。 2 清掃事業に関する企画及び調整に関すること。 3 一般廃棄物に関すること。 4 一般廃棄物処理施設の改善及び維持管理に関すること。 5 一般廃棄物処理事業の実施に関すること。 6 一般廃棄物排出者及び収集運搬業者の指導監督に関すること。 7 一般廃棄物の収集及び処分に関すること。 8 ごみ減量化及びリサイクルの推進に関すること。 9 南部、北部美化センターに関すること。 10 センター内の調整及び庶務に関すること。

第2条～第18条 (略)

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。